

第六十五回 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和四十六年二月二十五日(木曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

二月二十四日

片山 武夫君
津島 文治君

伊藤 五郎君
鈴木 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

政府委員

大蔵政務次官 藤田 正明君
大蔵省銀行局長 近藤 道生君

補欠選任
向井 長年君

補欠選任
矢野 登君

補欠選任
鈴木 省吾君

柴田 榮君

大竹平八郎君

玉置 猛夫君

中山 太郎君

多田 省吾君

青木 一男君

青柳 秀夫君

岩動 道行君

栗原 祐幸君

鈴木 省吾君

矢野 登君

松井 誠君

吉田忠三郎君

本日、の会議に付した案件
○預金保険法案(内閣提出、衆議院送付)
○貸付信託法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(柴田榮君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
委員の異動について報告いたします。
昨二十四日、片山武夫君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。
○委員長(柴田榮君) それでは、預金保険法案及び貸付信託法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤田大蔵政務次官。
○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりました預金保険法案外一法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
まず、預金保険法案につきまして御説明申し上げます。
金融制度調査会は、新しい経済環境下における一般民間金融機関の問題を中心とし、広く金融の各分野にわたる基本的な問題を取り上げ、二年九月に及ぶ検討の後、昨年七月、一般民間金融機関のあり方等に関する答申を行なったのであります。
この答申におきまして、特に預金保険制度について預金者保護の観点からその創設の必要性を認め、その具体的方式についての基本的方向を示しております。
もちろん、政府といたしましては、預金者保護のために金融機関の経営の健全化を一段と推進するより、今後とも監督、検査権の適正な行使をはかってまいれる所存であります。

しかしながら、最近における銀行預金等の大衆化の進展、支払い手段としての地位の増大等にかんがみ、金融制度調査会の答申に基づいて、この際預金保険制度を創設することにより、万一の場合に備えて預金者保護に遺憾なきを期することが必要であると考え、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。
以下、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。
第一に、預金保険制度を運営する主体として、預金保険機構という名称の法人を設立する道を開くことといたします。
この機構の資本金は、政府、日本銀行及び民間金融機関の三者がそれぞれ同額の出資をすることを予定しておりますが、このうち、政府出資につきましては、四十六年度予算におきまして一億五千万円を計上いたしております。
機構の組織につきましては、できるだけ簡素なものにするともに、自主性を尊重するため、常勤の役員はごく少数とするよう配慮いたしております。
第二に、預金保険の保険関係の内容について定めております。
この関係では、まず、対象となる金融機関を、普通銀行、信託銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫及び信用組合といたしております。
次に、保険金の額につきましては、預金、定期積み金、掛け金並びに元本補てん契約のある金銭信託及び貸付信託について、各預金者ごとに合算した額としておりますが、この場合、一般大衆預金者の保護という制度の目的から、一定額を限度とすることといたしております。また、金融機関の納付する保険料については、金融機関の期末の預金残高を基礎とし、機構が大蔵大臣の認可を受けて定める料率により計算することといたしております。
なお、保険金の支払いの原因となる保険事故については、金融機関の預金等の払い戻しの停止並びに破産宣告、免許の取り消し及び解散の決議としておりますが、このうち預金の払い戻しの停止については、機構の支払いを行なう旨の決定があることを要件といたしております。

次に、貸付信託法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。
さきに預金保険法案につきましてその趣旨を説明いたしました際申し述べました、昨年七月の金融制度調査会の一般民間金融機関のあり方等に関する答申を中心として検討した結果、貸付信託法につき所要の改正を行なうこととし、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。
以下、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。
第一は、貸付信託の資金を供給する分野についての改正であります。
最近における産業構造の変化、資金需要の多様化に伴う国民経済的要請に即応するため、個人の住宅建設などのためにも融資を行なうことができるよう、資金の供給先に関し所要の改正を行なうこととしております。
第二は、貸付信託の信託財産の運用方法についての改正であります。
現行法では、信託財産の運用方法は、運用上生じた余剰金を除き、貸し付け及び手形の割引に限られていたものでありますが、支払い準備の充実に資するため、これに有価証券の取得を加えることといたしております。
以上、預金保険法案外一法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 次に、補足説明を聴取いたします。近藤銀行局長。

○政府委員(近藤道生君) たいだいま議題となりまして預金保険法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

第一に、預金保険機構についてであります。この関係では、まず、機構の資本金を政府及び政府以外の者が出資することといたして、政府出資につきましては、四十六年度予算におきまして一億五千万円を計上しております。政府が出資いたしますのは、預金保険制度の目的である預金者保護及び信用秩序の維持はいずれも公共的な目的であり、このような事業を運営する主体である預金保険機構に出資することは、政府の姿勢として望ましいと考えられるからであります。また、政府以外の者としたしましては、日本銀行及び民間金融機関から、それぞれ政府と同額の二億五千万円ずつを出資することを予定いたしております。

次に、機構の設立につきましては、金融について専門的な知識、経験を有する者七人以上が發起人となり、定款を作成して、大蔵大臣に設立の認可申請をし、大蔵大臣がこれを認可することにより成立することといたしております。

次に、この機構の組織につきましては、できるだけ簡素にするともに、自主性を尊重するため、執行機関である役員はごく少数とし、これに金融界の代表者を加えた運営委員会という名称の意思決定機関を設けて、これに機構に関する重要事項を決定する権限を与えております。なお、理事長には、その職務上の中立的性格、日本銀行と機構との密接な関係等を勘案して、日本銀行副総裁をもって充てることといたしております。

保険制度におきましては従来の経験的な事故率も存しないため、予想外の資金不足が生ずるおそれもあるからであります。

このほか、機構の余裕金の運用方法等につき所要の規定を設けております。

第二に、預金保険の保険関係についてであります。

まず、預金保険制度の対象となる金融機関は、普通銀行、信託銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫及び信用組合としております。

次に、保険事故が生じた場合に支払われる保険金の額につきましては、預金、定期預金、掛け金並びに元本補てん契約のある金銭信託及び貸付信託について預金者ごとに合算した額としておりますが、この場合に、一般大衆預金者の保護という制度の目的から、一定額を限度とすることといたしております。なお、この限度額としては、国民の預貯金の保有状況等にかんがみ、政令で百万円と定めることを予定しております。

次に、保険料につきましては、金融機関は、この法律に基づき保険料を納付する義務を負うこととなりますが、その額は直前の営業年度の末日の預金残高を基礎とすることとし、保険料率は、機構が、運営委員会の議決を経た上で、大蔵大臣の認可を受けて定めることといたしております。

また、保険金支払いの原因となる保険事故につきましては、金融機関の預金等の払い戻しの停止並びに破産宣告、免許の取り消しまたは解散の決議としておりますが、このうち、払い戻しの停止があった場合には、機構が、運営委員会の議決を経て、支払いを行なうかどうかを一月以内に決定することとし、破産宣告等の場合には、このような決定を要せず、当然に支払いの対象とすることとしております。これは、払い戻しの停止があつても、その金融機関が他の金融機関等による援助や合併等によつて立ち直ることが望ましいので、一月以内にその可能性がないと判断される場合にのみ預金保険制度を発動すればよいからであります。

このほか、保険金の支払いは、公告した支払い期間中に、預金者等の請求に基づいて直接預金者等に支払われることとし、支払いを行なつた後は、機構は、その支払った額に応じて金融機関に對する預金等の債権を取得し、以後回収に当たることといたしております。

次に、貸付信託法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

第一は、貸付信託の資金を供給する分野についての改正であります。昭和二十七年に制定されたものでありまして、貸付信託の受益権を受益証券に化体するとともに、受益者の保護をはかることにより、一般投資者による産業投資を容易にし、もつて資源の開発その他重要な産業に対する長期資金の円滑な供給に資することを目的としております。

このように、貸付信託の資金は資源の開発その他重要な産業に對し供給するものと規定されましたのは、戦後の復興期において、基幹となる産業に對し円滑な資金の供給が特に必要であると考えられたことによるものであります。

しかしながら、最近の国民経済の推移にかんがみ、貸付信託の資金を個人の住宅建設、流通機構の近代化などのためにも供給し得るようになる必要があるので、資金の供給先を、国民経済の健全な発展に必要な分野と改めることとしております。

第二は、貸付信託の信託財産の運用方法についての改正であります。現行法では、信託財産の運用方法は、運用上生じた余裕金等を除き、貸し付け及び手形の割引に限られていたのであります。が、いまや、一般大衆の貯蓄手段として定着を見らるに至つた貸付信託について、支払準備充実の道を開くとともに、あわせて景気調整上の観点をも

考慮して、有価証券の取得をも行ない得るよう改めることとしております。

以上をもちまして補足説明といたします。

○委員長(柴田栄君) この際、委員の異動について報告いたします。

ただいま、伊藤五郎君及び津島文治君が委員を辞任され、その補欠として矢野登君及び鈴木省吾君が選任されました。

○委員長(柴田栄君) これより両案について一括質疑に入ります。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松井誠君 いま議題になりました二つの法律案について質問をいたしたいと思ひます。

最初に、預金保険法の問題についてお伺いをいたしたいのでありますが、この預金保険法というもののねらいといひますか、そのことについて、提案理由では「預金者保護」ということをうたつておりますし、補足説明ではそれにもう一つくつて「信用秩序の維持」ということが付随的にうたはれておる。まあこの限りでは私は問題はないと思つておりますけれども、しかし、この法律案が出るきっかけになつた金融制度調査会の審議の経過を追つていきたいと思います。どうも、表看板である預金者保護というのが偽りのない看板であるかどうかという点について、いささか疑念がなしとしない。最初のうちは、預金者保護の必要の理由というのを、主として金融機関の効率化、そういうものに求めていることは、これは記録の上で明らかです。最終段階の答申のときには、いままでも多少は出ておりましたけれども、公共性という観点がいふちからは出ていないようです。で、効率化、公共性、そして預金者保護、この三つがすっかり整理をされていなくて、どうも、読んで、どこに重点があるのか、読んでいって混乱をするような状況になつていふ。そういうことで、預金者保護というのが正面に出ている提案理由というものが政府としての最終的な公式の態度であらうと思ひますけれども、

それに至る経過で、そういう変遷というか、あるいは混乱というか、そういうものがあつたことは事実なんので、その経過をまずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) ただいま御指摘のとおり、金融制度調査会の論議の経過におきまして、競争原理の導入ということの預金保険制度とを関連づける議論がございましたことは、事実でございます。ただ、それが次第に影を薄めたと申しますか、いわば一部の個人的な議論にとどまりまして、最終的な結論といたしましては、そういう競争原理の導入ということとは全く無関係に預金保険制度というものをつくらなければならぬというところにきまりました経緯についてのお尋ねでございますが、これは、金融機関というものの特殊性、免許を受けて成立したという特殊性から申しまして、非常に高い公共性を要求される。したがって、その相互の競争につきましても、通常の産業における競争等とは異なりまして、やはりあまり不適正な競争が行なわれることは望ましくない。ことに、金融機関の背後に非常に多くの取引先、貸し出し先というものが存在いたしておりますので、これらが、いまの日本の現状におきましては、特に金融機関の力が強いというような関係もございまして、ある意味で死命を制せられるような形で非常に多くの取引先が金融機関の周囲に存在をしておられるというところが事実でございますので、金融機関同士の間で不適正な競争が行なわれますと、これらの取引先にたいへんな迷惑を及ぼすということもなりかねないわけでございます。そこで、適正な競争原理というものが言われ、また、競争は公共性のうち内で行なわれるべきであるということが特に強調をされたわけでございます。競争を全然行なわないということになりまますと、金融機関としてはいわゆる温室の中に入つて、過保護状態のままで推移するといふような非難をもちひかれませんので、やはり競争は競争として行なつて體質の強化はしてまいらなければならぬのでございます。

が、さりとてその競争があまり不適正なものになつては困る。そういうようなところから公共性ということが非常に強調をされたわけでございます。そういう経緯をたどりまして、最終的には少なくともこの預金保険制度というものは、いまの競争原理の導入というものは全く別の観点から、先ほど御指摘になりましたような観点から、一般的な信用秩序の保持、あるいは預金者の保護、そういうことのほうをもつぱらの目的とするということと結論を得られたわけでございます。

預金者保護というものが最初は効率化に関連づけられて考えられたと言われましたけれども、實際の直接の形というのはそうじゃなくて、まず効率化、それをやるための預金者保護という発想でやつたんだらうと思ひます。そういう発想が、客申をされる最終の段階ではまだやつぱり残つておる。残つておるといふよりも、私から言わせれば、それがやはり預金者保護というものの本音ではないかという気がするわけですが、これはまあ政府とは一応別でありまされども、しかし、政府の意見の間接的ないわば代弁者のような役割りを審議会が現実果たしておるわけですから、審議会の出している資料を見ると、たとえば、預金者保護は大事だ。しかし、それがいまだどうしても必要だといふ緊要性がないわけじゃないか、あるいはどうしてもそれがなければならぬという積極的な理由がないじゃないかという疑問があるかもしれないけれども、それは、効率化というものが必要なんだから、その効率化というものを進めるための環境づくりというものが必要なんだから、そういう意味でこの預金者保護の必要性というものがあつたんだといふ、やつぱりそういう説明に戻る。あるいは、預金者保護という考え方で行くならば、預金者自身がその保険料の負担をするというの、一つの考え方であるという疑問については、しかし、この預金保険というものはやはりそういう環境づくりのためなんだから、そういう意味で政府が金を出すのもそういう意味で理由づけられるじゃないかといふようなことで、預金者保護という理屈を徹底していこうとするとぶつかる問題のときは、いつも効率化という問題が出てきて合理化をする理由になつてくる。そうすると、やはりこの効率化というのは預金者保護という名分のうしろに隠れた、ほんとうの理由ではないかという気持ちでしてしまつたがたい。その点をもう一度お願いしたいと思ひます。

率化ということでございます。そして、その方向に沿つていろいろ施策が推進されたことは、ただいまお示しのとおりでございます。ただ、この預金保険制度につきましては、実は、銀行局、銀行行政といたしましては、昭和三十年、三十一年ごろからその必要性を非常に痛感しておつた制度でございます。そのころは、もちろん効率化という概念はまだあまり出てきていなかった時期でございますが、その時期におきましては、預金保険制度をぜひとも設けなければならぬといふことを感じましたかと申しますと、やはり弱小な金融機関に万一の破綻——まあ實際にそれはあつたわけでございます。過去昭和三十年ごろからの実例をとりましても、信用金庫におきましては五年に一度くらい、信用組合におきましては二年に三度くらいというような実例が出ておるんですが、そういう状況で破綻が起りました際に、その預金者をどうにかして救わなければならぬ。それを救う方法がなかつたわけでございます。では二つしか方法がなかつたわけでございます。一つは近隣の金融機関に救済に乗り出してもらうか、あるいは、同業でつくとつております相互保障協定、相互保障機構、そういうものに出席してもらいますか、そのいずれかであつたわけでございます。ところが、前者のほうでやろうといたしますと、救済に出る金融機関の立場といたしますと、その金融機関といえども、免許企業ではございますが、株主もあるわけでございますから、みすみ破綻に瀕した金融機関をそのまま吸収するといふようなことは株主に對する申し開きもいかかといふような点がございまして、何らか店舗行政上のメリットとかそういうものがかわりにございませんと、なかなか乗り出しにくいというやうな事情であつたわけでございます。それからもう一つの業界内の相互保障協定、これがまた、それぞれの業界によりまして、いろいろ充実をしておきまされども、それほどでもないところと、ある意味での限界があつたわけでございます。

そういう状況のもとに、正確には昭和二十年代の終わり、ことに三十一年ぐらいいから、預金者保険制度を何とかして成立させていたいただきたいという気持ちがあったわけですが、たまたま金融制度調査会においてもこれをお取り上げになつて、そして昨年の答申で最も重要な施策の一つとして答申が出されたということ。それからまた、客観情勢といたしましては、預金の大衆化がここ数年間たいへん進みまして、御高唱のとおり、支払い手段としての地位なども非常に上がつてきております。そういったような客観情勢、それからまた、外資によつていわゆる国際化時代にも入つてまいりました。いろいろと激変の時代にもなつてきております。それらのことをあわせて考えまして、かねがね念願でございました預金保険制度というものをぜひこの際成立する運びに持つていきたいということが私どもの念願でございました。たまたまここ数年間の金融制度調査会の御議論の中には効率化という非常に大きな旗じるしがあったために、先ほど来先生御指摘のような議論も個人的にはいろいろ出たわけですが、でございます。預金保険制度についての私どもの一貫した考え方は、ただいま申し上げましたようなことでございます。

○松井誠君 そうしますと、効率化という審議会の当初の発想というのは、いま全くその背景にはない。で、預金者保護、それと公共性というのは、たとえばいまの補足説明の中に信用秩序の維持ということもありましたけれども、これも公共性の具体的な中身のひとつだと思ふ。そういう意味では、この公共性というのが預金者保護の理由の一つであることは、これは間違いありませんか。

○政府委員(近藤道生君) 信用秩序の保持育成というところが非常に公共的なことであるという立場から、公共性というものが今回の制度の一つの大きな趣旨になつておるわけでございます。

○松井誠君 信用秩序の維持というのがどういう意味なのか、必ずしもわかりませんけれども、この資料によりますと、こういう形の預金者保護と

いうことでは、本格的な金融恐慌のときにはこれはもう使いものにならない。金融恐慌を回避するというものが信用秩序の維持の最大のものであるとすれば、一番必要なときには役に立たないということになる。その公共性というものが信用秩序の維持というものが預金者保護の一番大きな理由だということにも私はちょっと解しかねる。たとえば、預金者保険というこういう制度にしない、で、支払い準備の充実をもつてやたらどうかというような議論も確かにある。その支払い準備の充実というものを要求する理屈の一つには、やはり金融機関の公共性というものをあげる場合がある。金融機関は公共性を持つてゐるのだから、金融機関は自主的にそういう支払い準備をもつと充実をして預金者保護をはかるのがいけば公共性を持つてゐる銀行の任務である、そういう議論もあつて得るわけですから、公共性だけで預金者保護というようにストレートに出てくるというようにも私は考えられない。そういうようなものももつてその比重ですね、預金者保険というものの使命、そのこれからの運用、性格、そういうものに関連をすることを思ひますからお聞きをしますのでけれども、その点はどうですか。

○政府委員(近藤道生君) ただいま御指摘のとおりでございます。本格的な恐慌状態という場合には、預金保険制度というものは働かない。しかし、本格的な恐慌というものになりません。端緒は、やはり局地的な取りつけ騒ぎ、そういうものがある。したがって、局地的な取りつけ騒ぎ、そういうものを防ぐことによりまして本格的な恐慌を未然に防ぐという意味での預金保険制度の公共性というものが十分に認め得るものであらうかというところが一つ、もう一つは、預金という形態の金融資産は、国民の最も一般的な貯蓄形態でございます。したがって、この預金者を保護するということが非常に高い公共的な目的に合致するというふうなことは私どもは考えております。その両面から、この預金保険制度というのは、非常に公共的

な、いわば中立的と申しますか、これは金融機関を救うという形ではなしに、預金者を直接保護するというような形で中立的な意味をもつ公共的中立的な制度であるというふうに考えております。

○松井誠君 私は、預金保険制度は預金者保護という立場から考えなければならぬという点では、まさにそのとおりだと思います。それだけに、それに徹するということが必要で、たとえば金融の効率化のいわば露払いのような責任を負わせるということはお門違いじゃないか、そういうことを考えましてお尋ねするわけです。

そこで、多少具体的な問題になりますけれども、法律では保険される預金の額は書いてはございませんけれども、これはどうする予定なのか。

それから保険料の問題はこれは機構で定められることでありましようけれども、その一応の試算程度のものはやつておられると思いますが、大体どういうことになる見通しなのか、その辺を伺いたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) 保険の対象といたして考えております金額は政令段階で定められることになると思ひますが、名寄せをいたしまして一件百万円を予定いたしております。

それからもう一つ、保険料率のほうでございしますが、保険料率につきましては、金融制度調査会では一万分の一というふうな試算もなされておつたわけでございますが、その後私どものひそかに計算をいたしましたところでは、大体十万分の六程度で間に合うのではなからうか。かなり大胆な試算でございしますが、一応その辺でまかない得るのではないかと試算をいたしております。

○松井誠君 百万円と定める予定だそうでありますが、その根拠、ついでに保険料率十万分の六に六とする場合のいわば試算の根拠、そういうものを明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) まず、百万円のほうの

根拠でございしますが、これは、百万円にいたしますと、大体、預金者の口数で申しまして、九七％がカバーされるわけでございます。それから個人でございしますが、個人の預金者の金額におきましては全体の八三％ぐらいいがカバーされるわけでございます。それからまた、諸外国の制度で見ましても、アメリカの百万円に相当する金額は二万ドル、七百二十万円でございしますが、日米の金融資産残高の比率が、いまの数字で一人当たり一対六・六、アメリカが日本の六・六倍という数字も出ておりますので、大体においてバランスのとれるところではなからうかということが一つと、西ドイツにおいてもこの制度の運営が行なわれておりますが、これが日本に直しまして大体九十八万円というところで運営をされておるといったような諸外国の例、それらを勘案いたしまして百万円ということをお考えの次第でございます。

それから十万分の六という保険料率のほうにつきましては、先ほど申し上げましたように、信用金庫につきましては五年に一回、それから信用組合については二年に一回というように破綻の実例が過去十数年間の経験で出ておるわけでございますが、今後、この預金保険制度の運用は、できるだけ伝家の宝刀というふうな形で、なるべく発動しないように済ませれば済みますというふうにいたしたいと思ひますが、かりにいままでどおりこれだけの破綻の実例を生じた場合に必要になりますというふうな考えられるわけでございます。それから計算をいたしまして、期末預金残高の年率で十万分の六というあたりで十分にまかなえるのではなからうかという計算をいたしたわけでございます。

○松井誠君 いまの百万円の頭打ちの問題で、数字ですけれども、八三％というのは、個人預金、法人預金、全預金額の八三％ですが、個人の預金の八三％ですか。

○政府委員(近藤道生君) 個人の預金の八三％でございます。

○松井誠君 保険料率の問題でありますけれども、預金保険という制度ができれば、あるいは安心してしまふより預金の量がふえるということがあるかと思ひますが、当面これがコスト高につながることも一面あるわけですね。それで、具体的に預金保険を採用するために銀行の預金コストというものがどんなふうになるか、資料を実はいただいておりますけれども、大ざっぱな計算でけっこうですが、お知らせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) 預金コストの減少率を過去の例で申しますと、三十四年の下期から四十四年の下期までの間に、たとえば都市銀行におきましては〇・〇四%、それから地方銀行が〇・〇八三%、信託銀行、長期信用銀行が〇・〇二二%、相互銀行が〇・一二二%、信用金庫が〇・一一七%、信用組合が〇・二二七%、毎年平均これだけの率で預金コストが減少しているわけでございます。それに対して、ただいまの十万分の六と申しますのは〇・〇六%でございますので、いまの年平均の預金コストのいままでの減少率、それと比べてみまして、その中に十分に含まれてしまふ。一番減少率の少ないたとえば長期信用銀行の〇・〇二二あたり比べても、〇・〇六と六という数字は、それから都市銀行の〇・〇四という数字は、はるかに小さい。言いかえれば、従来の預金コストの減少率——自然の趨勢と申しますか、努力が入りますが、その減少率の中に十分おさまる程度の料率であるということでございます。

○松井誠君 コストがずっとこれからもういう形で減少していけば、預金保険のコストというのはその辺になる、これは数字でわかります。しかし、少なくとも預金保険のコストが預金コストにプラスされることは間違いないわけでありまふ。時間の節約のために簡単に申し上げますけれども、現在の減少率はわかりましたけれども、現在の預金コストというものをと見ますと、長期

信用銀行、信用組合というのがわりあい多いわけですね。ほかの、たとえば税引き前の利益金に対する保険料率の割合ですね、それを見ますと、これはいま信用組合というのが圧倒的に大きい。常識でもわかるわけですが、信用組合というものがやはりこういうコストの圧力というものを一番大きく受ける、それは間違いないと思うんです。ところが、この法律案によりまして、保険料率については差別をしてはならないということがありますから、全金融機関は一律の保険料率になるわけです。差別をしてはいけないというのは、具体的にはどういう根拠から出ているのですか。

○政府委員(近藤道生君) ただいまの御質問は、なぜ一律に保険料率をするのかという御趣旨かと存じますが、信用秩序の保持育成という先ほど申し上げました大目的は、先ほど先生から御指摘がございましたように、まず、第一義的には、金融機関が連帯してその責めを負うべき性質のものでございまして、そこで、連帯してその責めに任ずるというためには、都市銀行から信用組合に至りまふまで、いわゆる一般金融機関性を持った金融機関が全部連帯で同じような負担をし、それによって万一破綻を生じた場合の処理に当たるといふたてまえでなければなりませんので、その意味におきまして、各種金融機関は全部一律に預金に対する保険料率を定めるといふことが必要であると考へる次第でございます。

○松井誠君 いま信用秩序の維持というのがまた出ましたけれども、預金者保護ということ徹底していくということになると、預金保険の制度のためにコストが上がつて何がしか経営が圧迫をされるというふうな、たとえば信用組合というふうなものがある、それがそれでいいの。それだけ信用組合に集まる零細は預金者を保護しようということになれば、こういう強さに応じて保険料率を変えようという議論は出なかつたのか。形式的に連帯というだけではなくて、具体的に預金者保護ということを考える場合に、そういう議論もあり得たか

と思うんですけれども、いかがですか。

○政府委員(近藤道生君) その点は、いきさつから申しますと、実は逆でございます。先ほど申上げましたように、実際に破綻の事例というのは、信用組合あるいは信用金庫というふうなところに非常に多いわけでございます。そこで、今の機構は、できるだけ自主的にいろいろ業界の判断を取り入れて案をつくったわけでございますが、その過程におきましては、むしろ、都市銀行とか地方銀行とかいうようなところは、破綻の事例が全然ないではないか。したがって、そういうところも同じ料率を払うということはいかがであらうか。ことに、かりに十万分の六という数字でまいますと、一番大きな銀行が年間に払いまふ保険料が一億四、五千万円、それから一番小さな信用組合が払いまふ保険料が年間千三、四百円でございます。これぐらいに違ひますので、むしろ、途中のいきさつといたしましては、もうちょっと危険性の多い金融機関がよけいに払うべきではないかといったような議論があつたというのが実情でございます。しかしながら、その点は、先ほど申し上げましたように、全部一体となつて信用秩序の育成保持に当たるべきであるという観点から、全部一律にするということにいたしました。

○松井誠君 貸付信託法の改正案について、二お伺ひいたします。

この貸付信託の貸し付け先が中堅企業や中小企業に少ないというふうなことは審議会の答申の記録にも出ております。これはどういう原因で中小企業向けの貸し出しが少ないということになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(近藤道生君) これは、昭和二十七年に貸付信託法が制定されました際に、その主たるねらいは、資金の使途をいわゆる四大基幹産業等を中心としたしまして、法律の表現によりまふれば、「資源の開発その他重要な産業」に資金をもつぱら回すということを前提としたしまして、その前提のもとに資金吸収についてのある程度の

メリットを与える、言いかえれば高利回りの受益証券というものを認めるという形で発足をいたしましたわけでございます。したがひまして、資金の使途につきましては、資源の開発その他重要な産業に限るといふことでございましたために、勢い中小企業に対する融資というものはたゞいま御指摘のとおり少なくなつておりまして、現在で一・八%ぐらいという状況になつておりますのはそういう理由に基づくものでございます。

○松井誠君 信託銀行というのは、普通銀行の仕事もやるわけです。したがって、經理のうちでも銀行勘定と貸付信託勘定というものが別々に形成されている。統計によりまますと、銀行勘定のほうもやはり中小企業向けの貸し出しが少ないという数字があるようでありまふけれども、もしお持ちでありましたならば……一・四%というものは、これは貸付信託勘定のほうのパーセンテージですね。

○政府委員(近藤道生君) 一・八でございます。

○松井誠君 一・八ですか、貸付信託のほうのパーセンテージは、信託銀行が當んでおる普通銀行の業務における中小企業に対する貸し出しの比率というのはどうなつてゐますか。

○政府委員(近藤道生君) 信託銀行全体といたしまして、つまり銀行勘定と信託勘定を含みまして七・一%、それからその内訳は、銀行勘定が一三・二%、信託勘定が五・三ないし四%、それから貸付信託勘定がそのうちで一・八%ということに相なつております。

○松井誠君 信託銀行というのはいわば大銀行が多いと思うのです。大銀行の貸し出し先というのは、どうしてもやはりいろいろな統計を見ますと、大企業向けの貸し出しが圧倒的なんです。いま聞きますと、信託銀行の銀行勘定のほうの中小企業向けは確かに貸付信託勘定よりもはるかに多いと思うのですけれども、しかし、全体として見ると、やはり中小企業に対する貸し出しというのが大企業から比べれば相当冷遇をされてゐる。これは大銀行共通の性格のようですね。そこ

人、あるいは貸付信託の受益証券を保有する者という意味でございます。

○松井誠君　そうですか。預金者に対する債権者という意味ではないんですね。預金というものを持っておる債権者という意味ですね。

○政府委員（近藤道生君）　そのとおりでございます。

○鈴木一弘君　最初に、預金保険のほうを伺いた

と思います。

この制度が起きてきたのは、こういう提案になつてきたのは、いままで叫ばれてきた金融の

いわゆる自由化、いわゆる金利の自由化の問題と銀行業務の拡大という二つの問題からこういう預金

者保護がなされなければならぬことになる

と、まあこの大蔵委員会でもそういう質疑は行な

われてきたわけでありすけれども、そういうこ

とから設けられたということだと思ふんです。そ

ういう理解を一応しておきますけれども、逆に、

今度は、ではこの預金者保険という預金者保護に

対しての制度というものが誕生してくるというこ

とは、これからの金融の自由化、いわゆる競争条

件を整備といひましようか、競争秩序の確立とい

うか、そういうことが今後急速に展開されて拡大

していくと、こういうことに見えていいのかわ

か、その辺のことをお伺いしたいと思ひいま

す。

○政府委員（近藤道生君）　この点は、ただいま松

数が多過ぎるのではないかと、いろいろな指摘はいたしておりますが、その具体的な寡占化になるかどうかという判断は、ケース・バイ・ケースで判断してまいりたいと考えております。

○鈴木一弘君 十分寡占化にならないようにだけは見えてほしい、これだけはお願いをしておきたいと思ひます。

それから法案の中身に入りたいと思ひますが、この政策目的は、先ほど答弁がありましたように、預金者保護、効率化という二つの問題があるというお話ですけれども、先ほどの御答弁から、保険金の額は、政令で定める範囲ということ、限度が大体百万円になるであろう、こういう答弁でありました。先ほどの答弁で、口数でカバーできる率が九七、金額でカバーできる率が八三と、こういうような話だったんですが、本来の目的でいえば、全預金者ということではなければならぬわけですね、法をつくるからには、それが一ぺんにはいかないから、百万円という限度額を大体考えて、ある一定の限度額でカバーしようとする、それが大体金額で八三ということ、一七％はこれは個人の債権としてその金融機関に對しての措置をする以外にないわけでしょう。そういうことになってくると思うのです。これは、本来の預金者保護というたてまえから見ると、ちょっと解せない面がある。その点をどういうふうに考えているのか。

○政府委員(近藤道生君) その点につきまして、片方におきまして保険料率をどのくらいに定めるかという問題とも関連いたしてまいるわけでございまして、保険料率が高くなりましますと、これはやはり金融機関の経理を圧迫するということにもなりかねません。まず、預金者保護の第一義的なものといたしましては、各金融機関が十分経営内容をよくいたす、そうして、それによりまして預金者の保護に遺憾なきを期するということでございますので、保険料率を全般的にあまり高めない範囲で、しかも相当程度のもをいざという場合にはカバーできるとい程度が問題

になってまいりますので、各国ともこの制度におきましては保険金の金額に限度を設けておるのが実情でございます。ただ、ただいま御指摘のように、一〇〇％カバーしたいというところは当然の要請でございますので、その点につきましては、それだけの業界におきまして自主的な相互援助制度、そういうものををますます拡充をいたしたいと、よりまして、この預金保険機構でカバーできない部分は、それぞれの業界の相互援助制度を円滑に発動して一〇〇％カバーができるような体制をとるように各業界の自発的努力を望むとともに、その行政指導にもつとめたいというふうに考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 先ほどの御答弁を聞いていますと、保険料率が一万分の一を予定していたが、十万分の六くらいまでいくのではないかと、お話ですね。いまの金額でいって八三％ということ、あと一七％残っている。その一七％全部をカバーしても、八三％に対しては五分の一くらいのもので、それから、そうすると、十万分の七か八あれば完全にカバーできるということになる。その程度ならば、先ほどの御答弁から見ていて、私は、金融機関に對して保険料率が高過ぎる、いわゆる預金コストを引き上げることはないではないかという感じが若干するわけでありましかれども、その点はどうかでしようか。

○政府委員(近藤道生君) その点につきまして、二つの観点があるわけでございまして。一つは、これは大衆預金者の保護ということが重点でございまして、一部高額の預金者に対する保護と、いうことはあまり考えないでもないではないかというところが一つ、もう一つは、この制度と申しますか、信用秩序の保持育成ということに對しての責務は、これは第一義的には民間金融機関、それから第二義的に申しますかその次には中央銀行、それからさらに最終的には政府、この三者が一体となつてその責に任ずべきものであるというたてまえからまいりまして、ただいまのこの制度におきましては、九七％を占めます大衆預金

者というものを対象として、それをこえる部分につきましては、やはり業界自体の自発的努力によつてこれを行なうということが好ましいのではないかと、いうことで金額の限度が設けられているわけでございます。

○鈴木一弘君 その答弁はよくわかりました。私もそういう意味ではいいと思ふんです。しかし、つくるからには、民間が第一である、二番目は中央銀行である日銀である、三番目は政府である、その趣旨が初めからあるならば、おのおの一億五千万の出資というのはよくわからないですね。民間のほうで二億出して、日銀で一億五千万で、政府一億というならわかるんです。ですから、そういう一億五千万ずつなぞ出すかという根拠がおかしくなる。あくまでも大衆を保護する、こういう意味であるというなら、しかも、その責務が民間が最初であるというなら、その点をほんとうは考えるべきではないか、こういうふうに思うのですけれども、いかがですか。

○政府委員(近藤道生君) ただいまお示しのとおりでございます。民間が非常に多くの部分を負担しなければならぬというところは、そのとおりであらうかと思ひます。したがって、一たん破綻が生じた場合には、預金保険機構が発動をいたしまして、これで足りない部分は民間の相互援助協定等の発動によつてできるだけ一〇〇％カバーするといふたてまえをとっているわけでございます。

○鈴木一弘君 私も、大衆預金の保護ということ、これは当然だと思ひます。しかし、さらにそれを上回る分についてはカバーするわけですが、その場合問題になってくるのが一つあるんです。いわゆる架空名義、無記名預金、こういう二つの性格のものがある。この架空名義については、当然これは百万円の限度云々というのとは抜かなきゃならないと思ひます。これはやはりやうやうないだろ。もう一つの無記名についても同じように考えなきゃならないのではないか。悪いけれども、この二つはどう見ても脱税のためとしか

考えられない。国民として行なわなければならない義務を果たしていないということがあつたわけでありましかれども、これは金融機関に對しては債務はあるでしょう。しかし、政府までが出資するものについてはそういうものは認めべきではないだろと思うのですけれども、その点はこれは政令段階でなされることでなければ、どういふふうになされるのか。証明書をつけさせるとか、戸籍謄本をとらせるとか、何かの措置といたうものがなければならぬと思うのですけれども、その点について伺いたい。

○政府委員(近藤道生君) 無記名預金、架空名義預金につきましては、ただいま仰せのございましたような趣旨にのっとりまして、政令段階でこれを除くというところで考えております。

○鈴木一弘君 どういうような書類を用意させる予定ですか、大体。

○政府委員(近藤道生君) その点は今後の検討に待つわけでありまして、ただいま大体考えておりますことは、印鑑、通帳、住民票その他で架空名義をチェックするということを考えておりますが、これは機構が自主的にきめるといふことにならうかと存じます。

○鈴木一弘君 わかりました。そのとおりやっていた方がいいと思ひます。

もう一つ、ここに、日銀からの借入れの問題があるわけですね。「政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができ」と。大体、どういふ程度のものを考えているのですか、その政令委任の内容でありますか。

○政府委員(近藤道生君) これは、ただいまの段階では、五百億円を限度とするということを考えておるわけでございまして。その点の根拠は、先ほどもちょっと御答弁申し上げましたように、従来の実績でまいりました場合にどのくらいの金額が必要であるかということをごく大胆な試算をいたしまして、それに対して五百億を限度とすればまず十分であらうかということでございます。

す。

○鈴木一弘君 それから機構の業務の運営に關しての運営委員會の問題であります、これが七人以内並びに理事長及び理事をもつてということですが、

〔委員長退席、理事玉置猛夫君着席〕

いままでの衆議院の答弁等を見ますと、これが大体業界代表七名というふうなことのようでありますが、そうすると、あとは、大蔵大臣が指名する職員というのが意見を述べることができるといふことでその委員會へ出られる。銀行局のほうから出られるのだと思ひますけれども、その場合、この大蔵大臣が指名する職員というのは、どういふふうな形なんですか。これは代表といひましようかね。たとえば、片方のほうが、業界代表七名、理事長は日銀の副總裁、これはわかります。委員長が理事長で副總裁、理事が業界代表である。そうすると、大蔵大臣が指名する職員というのは、これは政府代表です、出資者ですから。預金者代表とかそのほかの代表というのは一体どこにいく予定ですか。

○政府委員(近藤道生君) ただいまのところ、大蔵大臣の指定する者というものは、銀行局長の職にある者を予定をいたしております。その趣旨は、このような金融機関の破綻というふうな事例が不幸にして起きました場合に、その内容、実情というものはやはり検査を通じて知る以外にないわけでございます、その検査の結果を十分にわかる立場における銀行局長がこの席に出席をいたしまして、当該金融機関の内容について十分に必要な範圍で説明をするということによりまして、必要な手段が講じ得るよう、特に第一種保險事故のような場合におきましては、当該金融機関の実情を十分に知った上で行なわれないといけないわけでございます。その意味におきまして、この構成は、当該金融機関のかかり細部にわたる機密事項についてまでも立ち入って論議をするということになりますので、いわゆる学識経験者というよう

な第三者をこれに入れることはあまり適當

ではないのではないというたてまえから、自主的な各金融機関の寄り集まりであるという意味で、各金融機関の代表と、それから中立的な立場におきましての日銀の副總裁、それから専門にそれにあたります理事、あるいは大蔵省の局長といったような者の中でそれらのことの処理を行ない得るような体制をとつたわけでございます。

○鈴木一弘君 その辺が、ちょっと、第三者的立場のいわゆる学識経験者等はないかもしれないけれども、第二者の立場の預金者、そういう者を代表するというのは一体だれが代表するのか。業界の代表七名、日銀、政府、こうなると、出資したところだけということですか。それでは、被害を受けるところの預金者、そういう者の声というものは一体どこへ行くのですか。その代表といふものはどうして考えられなかつたのですか。

○政府委員(近藤道生君) 理事長でございます日本銀行副總裁が最も強く預金者の代表になる、

〔理事玉置猛夫君退席、委員長着席〕
そしてまた、そこに出席をいたします銀行局長も預金者の代表としての發言をいたすということによりまして、預金者の立場を十二分に反映するようというところを考慮しておるわけでございます。

○鈴木一弘君 私は何も金融機関に対して不信を持つわけじゃありませんけれども、いざとなつたときに、いわゆる債權問題であるとかそういうことにはどうなるか、預金者が立場に立つ發言というものは薄くなるのではないかと心配をしていゝるわけですね。これは預金保險に對するところの運営委員會ですからそういう心配はありませんと言われれば別問題ですけれども、その点は十分に心してほしいと思ふのです。この点、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(近藤道生君) ただいまお示しのような危惧が現実に取りこつてまいりましたような場合には、御指摘の御趣旨に沿ひまして、公益代表としての理事長あるいは大蔵省銀行局長において十

分配慮いたしてまいりたいと考えております。

○鈴木一弘君 私はその点が非常に不満なところなんですけれども、ほんとうに心していただきたい。

それからもう一つ、この機構が余裕金を持ちます。余裕金を持ったときの預ける先でありますけれども、運用の方法が三つある。一つが、「國債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有」ということであります。有価証券はどういうものを保有するつもりかということ。それからいま一つは、「大蔵大臣の指定する金融機関等への預金」ということがあるわけでありまして、そうすると、その金融機関からは一定の保險料をいただいている、それを預けるということになるわけですか。一たん吸収してから預けるのか、預けたことにしておくということにするのか、その辺になあながあるといけないということ。いま一つは、その該当している金融機関というのを幾つ設けるつもりなのか。全部にばらまいてしまつたら、その中でいゝゆるこの預金保險だけを適用されるような金融機関も出てこないとも限らない。破産宣言されるようなやうなことが出てくる。そうすると、そこへ預けておいたらどうなるかということが起きてくるわけでありまして、そういう点についてはどう考えますか。

○政府委員(近藤道生君) まず、最初の、保有する有価証券の種類でございますが、これは、國債、政保債、事業債を考慮しております。それから次の、大蔵大臣の指定する金融機関につきましては、まず機構のほうで自主的に考えてくるというたてまえでございますが、現在のところ各金融機関のすべてというところで考えております。ただ、場合によりましては、たとえば信用金庫の場合に信用金庫連合会というふうな案が出てくるかもしれないが、そのような案の具体的な決定を見た上で大蔵大臣が指定を行なうということになるかと思ひます。いずれにいたしましても、趣旨をいたしましては公平にやるということとをたてまえとしてやるわけでございます。

○鈴木一弘君 公平にやるというのはわかるんです。そうすると、これはすべての金融機関が対象である。そうすると、単一の一つの金融機関に入れるということなのか、いまの連合会のようなところに行くのか、そういう受け方やなんかによつては、保險料を出しました、それに見合うから何%はうちへ預けていただきたいということになりかねない。そういうときには、もしもいゝるときにはどうなつちやうのだからと、これはたいへん大きな問題だと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) 一度全部機構に吸収をいたしまして、その上でそれぞれの金融機関に分けるということになります、これは全体のたてまえが自主的な立場を重んずるということをやつておりますので、まずこの機構内部の意思決定を行ないまして、それを受けて大蔵大臣が先ほど申し上げましたようなことができるだけ公平な立場から、場合によつてはその機構の案に若干の修正を求めるといふこともあろうかと存じます。いまのところ、まだ具体的な決定はしておりません。

○鈴木一弘君 そうしますと、余裕金を預金してもらえない金融機関というものも出てくるということになりますね。

○政府委員(近藤道生君) そういう場合もあり得ると思ひます。

○鈴木一弘君 そうすると、そういう余裕金が預金されない金融機関というのは赤字信号であるという印象はどうしても免れない感じになるわけですね。そうすると、これは整理をしなさいというふうなことになる感じがするから、預金者はおつかなければならぬ、そういうところへは入れたくないというふうなかつこうになつてくる、そういう面が出てくると思ひます。

○政府委員(近藤道生君) その一度吸収いたしましたものを預託をいたします際の基準を公平にと申しました意味は、たとえば現実にすべての金融機関に預託が行なわれませんでも、ある業種につきましてはその代表としてその協会に預託をする

とか、協会と申しますか、たとえば、信用金庫のような場合には、全国信用金庫連合会というようにどこに預託をするというような形ではないですか。具体的には、預託が行なわれない金融機関が出てくる可能性はあるわけですが、その場合に、その金融機関が預託を受けないからといって、それが非常に信用を失うというように申すまでもないわけではございませんか。預託の際の基準は、あくまでも全金融機関にばらまか、あるいはある部分についてはその代表にばらまか、そういう技術的な違いはございますが、いずれにいたしましても、できるだけ公平にやりたいということをお考え願います。

○鈴木一弘君 どうも、その辺が納得いかないのですけれどもね。そういうところを、もし預託のないところについては心配のない手を打たねばならないと思うというお話なんですが、預金者のほうからすれば、預金保険の余裕金が預けられないというふうな金融機関であれば、これはあぶないです。よという信号にとらざるを得なくなるだろうと思ふんですね。私が預金者だったら、おそろしいからほかへ回しますね、おそろしい。そうならざるを得ないだろうと思う。

○政府委員(藤田正明君) おっしゃる意味はよくわかります。局長が先ほど来答弁しておりますように、公平にやろうということ、具体的なことはまだできておりませんので、おっしゃる趣旨を生かしまして、そのような第三者から見ても、この金融機関は危険であるというふうなことになると思います。それはもう不公平な処置だと思ひます。具体的にはおっしゃる趣旨を生かして公平にやっていききたい、かように思ひます。

○鈴木一弘君 それからこの保険制度の対象とならないところの金融機関はどこですか。

○政府委員(近藤道生君) たとえば農協、漁協、労働金庫、政府関係機関、それらのものが対象からはずされるわけでございます。

○鈴木一弘君 その労働金庫等がはずされてお

る。これは衆議院でも質疑があったようですけれども、これははっきり申し上げて現在政府の監督下にあるわけではございません。そういうところはどこに預けられたらいいですか。

○政府委員(近藤道生君) 今回の預金保険制度の対象としての金融機関の考え方につきましては二つの面があるわけでございます。一つは、政府といたしまして信用秩序に關係のあるようなところをできるだけ網羅したいという気持ちと、それから片方において、自主性を尊重するという立場から、それぞれの金融機関の間において、いわゆる一般金融機関性を持ったもの、一般預金者をかかえておる金融機関、それらが全部一体となつてこの制度をつくるという自主的な相互の間の考え方、それを尊重してまいりたいという考え方、その両方で案が考へられたわけでございます。

そこで、たとえば労働金庫の場合におきましては、一般金融機関性という点につきまして、いわゆる団体主義をとつた機関でございまして、原則として団体がこの労働金庫の構成預金者になるというところでございまして、例外として個人の預金もございまして、そのシェアはきわめて少ない。したがって、一般の不定多数の預金者を相手にいたします金融機関とは若干趣を異にする。まあそのような点から、労働金庫自体といたしまして、これに加入することに對して消極的であつたわけでございますが、私もいたしまして、これについては消極的に考へておるわけでございます。

○岩動道行君 関連して、ただいま鈴木委員の質問に関連して私も伺っておきたいのですが、法案の第二条では対象の金融機関が掲記されておるが、信用協同組合までとまつておいて、鈴木先生が御指摘になつたように、農協、漁業協同組合等が抜けておるわけでありまして、これはいろいろな審議の経過の過程におきましては議論のあつた点でもあることは承知いたしております。しかし、本来、この預金保険制度というものが、預金者を保護する。しかも、農協、漁協等は相当の

預金者の数があつて、かつ、農協等においては非常に巨額の預金を扱つておる。農協につきましても、ある程度自発的に自己防衛的にある制度を内蔵して、法律の問題として、あるいは国のためとか、正式の制度としては認められていない。そこで、それを何かしらもらいたいという要望も出ておつたわけでありまして、ことに漁業協同組合については全くそういう似たような制度もないわけではございません。最近、農協等においても、はなはだ遺憾なことに、かなり不正の貸し出し、あるいは不正事件等が起つておまして、非常に農民自身が不安な状況になつておる事例が多発いたしております。かような意味におきまして、私は、農協あるいは漁業協同組合等につきましても、同様の制度を導入してあげることが、特定の団体的なものであるにしても、前向きに考へていくべきものでないだろうか、かように考へます。大蔵省の御所見をこの機会に承つておきたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) 農協、漁協につきましては議論の経緯等は、岩動委員先刻御承知のとおりでございます。ただいま御指摘のように、これら農協、漁協についての預金者保護も、一般金融機関の場合と同様にきわめて必要であるというところは、そのとおりであらうと私も存じます。したがって、お示しのように、農協、漁協につきましても預金保険制度類似の制度を一体となつてつくられるというのであれば、これはきわめて好ましいことと考へますので、今後とも農林省と協議の上でできるだけ前向きに検討をいたしてまいりたい、また、協力もいたしてまいりたいと思ひます。

○鈴木一弘君 いまの岩動委員の質問のように、ひとつ、個人の問題がからんでおります問題については、これは真剣になつて考へていただきた

次に、貸付信託法について若干伺いたいのですけれども、有価証券の取得の道を開いたというこ

とでありまして、大体どのくらい考へておるのでしょうか、この取得の額についてですが。

○政府委員(近藤道生君) これはまだ今後の検討でございますが、いまのところ大ざっぱに考へておきますのは、貸付信託の信託財産に對しまして大体二割程度を考へておるわけでございます。したがって、四兆円に對する二割ということでは、約八千億円ぐらゐを限度として考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君 この運用方法にこういふふうには有価証券を加えた。そういうものは、景気調整上の問題もあるし、公社債市場の育成にもなるであらうという、そういうふうな考えもあるようでありまして、公債債市場にこういふ信託が、はつきり申し上げて、機関としての参加というところが行なわれてくる。その点で、二〇%というのは、へたに運用を誤りますと、育成ではなくて逆に衰微させることにもなりかねない。その辺の兼ね合いのところですが、どういふふうに考へてこの二〇%になつたのですか。

○政府委員(近藤道生君) この点につきましては、おっしゃる通り、できるだけ機関投資家としての活動に期待をいたしたいわけでございますが、同時に、公社債投資信託との業務上の競合の問題もございまして、その辺の兼ね合いを考へながら、大体二割ぐらゐというところをたゞいまのところ考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君 投資信託制度と公社債市場の育成、その業務内容というものがばやばやとしておつた、これはどこまで行つても公社債市場の育成にはならない。これは銀行のほうにとつては、銀行も、きょうならになるかも知れませんが、債市場の育成というものがしつかり行なわれなければならない。先日の証券二法のときの質疑でわかつたのですけれども、大阪、東京、名古屋とあるけれども、名古屋等はほんの僅かしかやつていないというふうな、そういうふうな状態でもある。そのときに、これが育成上必要である、寄与

できるということであれば、どういふふうにかつて、貸付信託につきましては、第一条に「國民經濟の健全な發展に必要な分野」という表現がございすが、それにふさわしい事業を行なっている会社の発行する事業債というものを考えているわけでございます。

○鈴木一弘君 預金保険法のほうのと同じです。

○政府委員(近藤道生君) 同様でございます。

○鈴木一弘君 そうすると、おもにいままでの貸付信託法でやってまいりました重点業種が四つございまして、鉄鋼、電力、海運、石炭というのがあつたわけでありまして、そういう銘柄業種のいわゆる事業債、あるいはそれに加えるとすれば製造業ならどういふものかという大體のあらはわからないです。

○政府委員(近藤道生君) 製造業といたしましては、たとえば化学工業あるいは私鉄、輸送機器でございます。それからあとは、運輸、通信業、電気、ガス、水道業、建設業、不動産業、卸・小売り業、そういったようなものについて広く考えられるわけでございます。

○鈴木一弘君 特に預金保険法の場合の事業債の中身によつては、その事業が順調にいく場合もあるでしょうけれども、業種によつては不安定なものも出てくる。特に景氣の変動を非常に受けて、そのためにその企業が合併したり倒産したりということもあり得ないとは言えないわけですね。そういうような危険、リスクというものをおかつたかおかつないかということもあるわけであつて、非常に選定はたいへんだらうと思つて、非常にそういう場合は、どんなふうにかえていってしまふのか、一たんそういうものを取得した場合に、これを半永久的に保有していくのか、いわゆる社債の期限が来るまで保有しているのか、そういう運用の問題もこまかい点が残つていふところがあるが、その点はどういふふうにかえておりますか。

○政府委員(近藤道生君) ただいまお尋ねの点につきましては、機構が安全、有利、確実という観点から自主的に運用に当たつてまいるということにならうかと存じます。

○渡辺武君 最初に、預金保険法案について、この法案の四十九条の第二項に、今度の保険機構によつて保険される保険事故ですね、これが規定されております。申し上げるまでもなく「預金の払戻しの停止」、つまり、部分的かどうか知りませんが、いわばモラトリアムというふうな事態ですね。それから「営業免許の取消し」「破産の宣告又は解散の決議」というようなことが盛られておりますけれども、現在このようなことが予想されるような事態が金融業界の中にあるのか、あるいは近い将来にこういうようなことが頻発するようないふことが予想されるのか、その点をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) まず、現在までのほうでございますが、これは先ほど来申し上げましたように、信用金庫の場合におきまして、これは該当いたしますような事例は、平均いたしまして五年に一ぺんぐらい起つてきております。それから信用組合につきましては二年に三回ぐらいという、一年に一・五回という割合で起つてきております。将来はこれをできるだけ少なくしていきたいといふことを考えておるわけでございます。できれば絶滅、絶無にしたいといふのはもちろんでございますが、ただ、従来の傾向からいまして、ただいま申し上げました程度の事例はあるいは起こるかもしれないといふふうにかえております。

○鈴木一弘君 それからちよつと先ほどの法律に戻りますけれども、あの場合に有価証券の中に事業債といふのがございましたが、この事業債の場合、どういふところを銘柄として考えておりますか。それからこの場合はどうなのか。二つの法律にかかつているのですが……

○政府委員(近藤道生君) 両方の法律を通じまして同じようなものを考えているわけでございます。

○鈴木一弘君 主として事業債……

○政府委員(近藤道生君) 株式は除くことを考えております。

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○政府委員(近藤道生君) 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○政府委員(近藤道生君) 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

○鈴木一弘君 主として事業債……

えておきながら、他方では競争原理を導入して、適正な競争と言えども、しかし、大資本と小資本があるわけですから、その帰結というものはこれは適正なところとするといいことじやなくて、当然先ほど私が伺ったように、あるいは部分的なモトリウムとか、あるいは解散だとか、その他等々のまことにきなくさい事件が頻発する。そのための前提条件に今度の措置があるのではないかとこのように思ふわけでありすが、その点はどうか。

○政府委員(近藤道生君) その点は、先ほど来たたびたび御答弁申し上げましたように、ほんとうのねらいが預金者保護であり、信用秩序の保持育成でございまして、いわゆる裏の含みというふうなものは全くないわけでございします。そこで、その適正な競争原理ということとは、やはり現実にはぜひとも私どもも行政指導上考えてまいらなければならぬと思つておりますのは、たとえば地域金融機関、それらが弱肉強食の形で都市銀行などに吸収合併をされるという場合におきましては、その地域におきましての取引先などに非常な迷惑をかけるということがあり得るわけでございします。その辺のところを考慮して、競争原理の導入とた

だ言いつばなしにせず、適正なことを言ひ、また、公共性ということを特に昨年来強調しておりますのも、その辺に対する配慮からでございまして、弱肉強食的なことによりまして社会的な不安を引き起こすというふうなことにつきましては、私どももいたしましてはぜひこれを避けてまいりたいというふうなことを考えておるわけでございします。

○渡辺武君 ぜひ避けていきたいとおっしゃるのなら、どのような措置を考えておられるか。この預金保険機構のほかに、預金者保護についてどんなふうな考えておられるか。それからまた、相互銀行その他の中小金融機関ですね、これの保護のためにどういふことを考えておられるか、その点を伺いたい。

○政府委員(近藤道生君) まず、預金者保護のため

の預金保険制度、預金保険機構以外の手段といひましては、まず、第一義的には、それぞれの業界におきまして自主的な体制を整える必要があるわけでございします。それを信用組合も信用金庫もあるいは相互銀行も、そういう中小金融機関相互の援助体制の整備という形でできるだけ促進するように、現在そういう機運も盛り上がりつつありますが、私どももいたしましてはそれをできるだけ側面から援助し、促進するというところでまいりたいというふうに考えております。それから中小金融機関に対する一般的な助成の制度というものにつきましましては、御承知のように、現在、金利配当等につきましまして大銀行とあるいは地方銀行と違う方法で、きめこまかい指導を行なつてゐるわけでございします。

○渡辺武君 その点についてはなお機会を得ても少し詳しく伺いたいと思ふ問題が幾つかございしますが、質問は次の問題に移りたいと思ひます。

法案の具体的条文について幾つか伺いたひのですが、五十三条の第一項ですね、一応保険金の支払いは預金者等の請求に基づいて行なうことになつております。そうして、第三項で「第五十七条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内

でなければ、することができない」というふうになつておりますね。そこで伺いたひんですが、この支払期間とはどのくらい期間をお考えになつておられるのか、これは政令で定める事項なんでは、私どももいたしましてはぜひこれを避けてまいりたいというふうなことを考えておるわけでございします。

○政府委員(近藤道生君) 政令ではきめないことに考えております。そして、したがひまして、まだ支払い期間を具体的に何日にするかということ

はもちろん先の話になるわけでございしますが、あまり短くない期間を設けたいというふうなことを考えております。

○渡辺武君 政令できめないとすると、どこで定めることになりま

すか。○政府委員(近藤道生君) 機構が自主的に定めることになりま

す。○渡辺武君 それでは、次に、第三項のただし書きで「災害その他やむを得ない事情」というのがありますが、具体的にどのような状態を想定されておられるのか。

○政府委員(近藤道生君) 災害で長期に交通が途絶したような場合、特に離島などでそういう事例があるかと思ひます。それからあるいは本人が外国旅行中で公告などを知る機会がなかったというような場合、そういう場合を想定いたしておるわけでございします。

○渡辺武君 次に、五十六条について伺ひますが、この預金保険機構は、先ほど申しました第一種保険事故——払い戻しの停止ですね、に關して当該金融機関からその旨の通知があったとき、それをまた機構が知ったときから、一カ月以内に、保険金の支払いを

するかどうかを決定しなければならぬということになつております。その決定があらう後に、機構は、預金者等に対して、その請求に対して、前に述べた支払い期間内であれば、保険金の支払いをすることになつております。これはそのとおりに理解していいですか。

○政府委員(近藤道生君) そのとおりでございします。

○渡辺武君 そうしますと、個人の預金者の場合を考えてみますと、緊急に預金をおろさなければならぬというふうな事態が起こり得ることも考えられるわけですね。たとえば病氣になつて入院するとか、あるいは交通事故などにあつて緊急に入院しな

きやならぬというふうなことが起こる場合がしょっちゅうあるわけですね。そういう事態が起こつても、一カ月間は保険金が手に入らないというふうな事態になるおそれがあると思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(近藤道生君) この五十六条に一月と申しますのは、最大限一カ月という意味でございまして、当該金融機関が立ち直るかいかの判定を最大限一カ月の間に判定をするということでございますので、できるだけ早く短い期間に判定をいたしまして、ただいま御指摘のございました

ような不便のないように取り計らうということを実際の運営上はやつてまいりたいと思ひております。

○渡辺武君 そういう緊急な事態に対して、何か特別な救済措置というふうなものはお考えになつておられますか。

○政府委員(近藤道生君) 法文上は「一月以内」でございしますが、実際の運営は非常に短期に行なわれるであらうという点を前提といたしまして、ただいまお示しの点につきましましては、特別の措置は現在のところは考えておりません。実際に機構が発足いたしました後においてはあるいは何らかの方法が講ぜられるような場合もあるかもしれせんし、また、現状におきましては、それぞれの業界内の相互援助協定がございしますので、それらのものの活動があり得るわけでございします。

○渡辺武君 私は個人の預金者について伺つたのですが、交通事故にあつたとか、あるいは特別に緊急に病氣になるといふようなことは間々あることですが、それと見ても、日常生活からすれば若干例外的だと見てしまふかと思ひます。最大限一カ月の決定が延びてくる。できるだけ短い期間と言われま

すけれども、日常毎日毎日取引してゐるわけですから、これはもう待たないに大きな影響があるわけでありま

す。○政府委員(近藤道生君) その点につきましても、一カ月以内というのをできるだけすみやかにやることによって救済をいたしますほか、本来このような制度ができません場合におきましては支払い停止の状態が続いてしまふということもございします。そういう状態に比べればはるかに改善されるということにならうかと思つております。

○渡辺武君 その保険機構が決定をまだすることができないでゐるような事態で相互銀行なり信用金庫なりの相互援助機関が発動して、そうして

な場合だとかというのに救済措置を講ぜられるというようなことが考えられましようか。

○政府委員(近藤道生君) ただいま御指摘のような場合には、相互援助協定の発動の結果、金融機関に対して金が出るという形になります。したがって、預金保険機構の場合には、直接預金者ということになりませんので、その前段階として、かりに保障協定が発動を見えるという場合には、当該金融機関のほうに対して資金援助等の方法が行なわれるということになります。

○渡辺武君 そうすると、その場合、そういう特別緊急な、あるいはまた中小企業、零細企業などの場合には特別緊急じゃない日常必要な運転資金のことですから、そういうことを解決するためだという特別な条件をつけてやっていかないと、また別途ほかのところに利用される、金融機関が利用しちゃうという可能性もあるわけですね。その点は、したがって、そういうことのないように、目的に合致するような資金の運用になるようにやらせる必要があると思えますけれども、そういう点はどんなふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(近藤道生君) それらの点を見きわめますために最大限一カ月の期間を置いたわけでございます。もしそのようなことによつて当該金融機関が立ち直つてしまふということでございますれば、この機構は発動しないということでございます。それらのことによりましてどうしてても預金者の保護に事欠くというこの見定めがついた場合にだけこの機構が発動するというところでございまして、その辺は支払い停止というような事態が起きましたら、直ちにその実情を調べまして、ただいまお示しになりましたようなことがないようによつてまいらるわけでございます。

○渡辺武君 ちょっと私の伺つたのと何かはずれたような御答弁だと思ひますが、つまり、個人の預金者が預金の支払い停止というような事態になつた。これはいづれ最大限一カ月のうちに何とか保険機構が最悪の場合でも発動できるだらうという予想はつくとしても、しかし、交通事故

にあつたとか、あるいは緊急に病氣になつてどうしても金が必要というようなときにはやはり救済措置がなきゃならぬし、それからまた、繰り返して申しますけれども、中小企業、零細企業などの場合は日常の資金としてどうしても必要なんですね。その場合に、業界の相互援助機構が発動して金融機関に一定の救済措置を加えるとおっしゃいましたから、その救済措置の資金の使途ですね、これをそういう場合に使ひなさいというふうな厳密に向けさせなきゃならぬと、その点をお考えになつておられるかということなんです。

○政府委員(近藤道生君) そのような場合におきましては、これは従来から実例があるわけですが、その当該業界の連合会等から必ず管理者がその金融機関に派遣をされて、その援助された資金の使途につきましても厳正な管理を行なうというのがたまたまになつております。したがって、そのような金融機関の経営者が従来のままの権限を持って運営を行なうということは全くございせん。

○渡辺武君 それでは、その辺は十分ひとつ考慮して、よく考えていただきたいと思ひます。次に、五十四条について伺ひたいのですが、保険金の額は大体まあ百万円という御答弁がありましたが、この百万円で特に中小企業、零細企業などの預金者、これが十分にカバーできるだらうかという疑問があるのです。先ほどは金額の八三〇〇万円は百万円でカバーできるという御答弁がございましたけれども、

【委員長退席、理事大竹平八郎君着席】
個人の場合は大体預金百万円というのが税金のかからない限度で、おそらく一人百万円程度だらうと思ひますけれども、中小企業や零細企業の場合はそれ以上に預金している場合が多いのじゃないだらうかという気がします。私、実情はわかりませんが、中小企業、零細企業などは大体平均してどのくらいの一人預金額なのか。そしてまた、その占める比重は一体どのくらいなのか、お調べになつた資料がありましたら、お知らせいただ

きたい。
○政府委員(近藤道生君) 金融制度調査会の資料によりますと、法人の預金者のうち、約七八％が百万円以下の預金者でございます。

○渡辺武君 それでは、その辺はあとのほうでもう少し論議したいと思ひますけれども、五十一條の保険料率ですね。先ほど十万分の六というふうに向ひましたけれども、この保険料率でいった場合に、大体、一年間にどのくらいの保険料が入るものなのか。

○政府委員(近藤道生君) ただいまの預金残高で試算をいたしますと、平年度で三十六億円ぐらゐ、まあ四十億円弱というものが入つてまいると予想されます。

○渡辺武君 そうしますと、年々この保険料が入つてくると、相当の額が保険機構に蓄積されていくということにならうかと思ひます。先ほど、最高額は約五百億円程度考えておられると私は伺ひましたけれども、そうでございますか。

○政府委員(近藤道生君) 五百億円と御答弁申し上げました数字は、日本銀行からの借り入れ金の最高限度でございます。この保険料率につきましましては、それほどたまたまに利率をきめるというたてまえで、先ほど来申し上げましたような過去の実際の事例、それらの傾向が今後も続くといつた場合には、まあ五年間に二百五十億圓くらい必要になるといふことを前提としたしまして、保険料がちょうど保険金をまかなうに足る、そういう限度で考えておるわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、保険料が五年間二百五十億圓程度に累積していったといたしますね。そうすると、その場合に、この保険料の累積されたものでいけば剰余金としてあるものですか、これらの運用の道なんでしょうけれども、三十四条でそれを規定しておりますけれども、私が申し上げるまでもなく、アメリカの連邦預金保険会社ですね、これがこういう剰余金などというふうな運用

しているかという点で若干調べてみました。が、保険金の支払いに使うことはもとよりのことですが、けれども、特に経営困難な銀行に対する貸し付けというようなことをやっているとすね。あるいは加入銀行の経営状態の検査とか監督だとかいうような業務まで行なつていふというふうな聞いております。実情がどうなのか、そして日本の保険機構もそういうようなことを今後予想しているのかどうかですね、その点をあわせて伺ひたい。

○政府委員(近藤道生君) 今回の預金保険機構の法案がアメリカの制度と違います一番大きな特色は、最も簡素な形態をとつたということでございます。保険料の徴収と保険金の支払い、その両者に限つてしまふ、それ以外のことは一切やらないうたてまえで、それによつて保険料率を安くして自主的な機構にしまふというところ、それが今回のこの案の非常に大きな特色であらうかと存じます。したがって、その点は、アメリカの場合と全く違つていふわけでございます。

○渡辺武君 その点は、はっきり私は確認しておきたいと思ひます。たとえば経営状態の悪化している金融機関に保険機構が融資をする。先ほど、金融機関になるべく公平に預金するといふような御趣旨の答弁がありましたが、そういう方向がすでに出ていふところが見れば、私はこれはもうかなりあふなつかしいところがあるのじゃないか。いま言ったように、経営状態が悪いので、その点を考慮して剰余金を預金して、その経営状態を救う。そうなつてきますと、当然のことながら、会社の経営状態の監査というやうなこともやらざるを得なくなるわけですね。そうしますと、これは本来の趣旨からははずれてくる。預金者保護といふことを言ひながら、これは金融機関保護といふことになつていくわけですね。そういうことのないように、特に私はもう一回確認を求めたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) その点は、ただいま御指摘のとおりでございます。保険料を徴収して

保険金を払うという事務に限定いたします。以上はいわゆる余剰金的なものも極力少なくするような利率にしてやる。したがって、まあ望ましいことではございませんが、かりに過去の実績のような金融機関の破綻が生じてくるというたしますれば、むしろ日本銀行からの借入れが途中で必要になる程度の金しかたまたまということになるわけでございます。そこで、運営全体の態度といましては、たゞいま御指摘になりましたとおりの方角に必然的になつてまいるといふふうに考へております。

○渡辺武君 たいだいま御答弁の中で、保険料がだんだん累積していくにつれて保険料率を引き下げるといふような御答弁がございましたが、實際その理解していかどうか、これが第一点です。

それからもう一つ伺いたいのは、保険料が累積するにつれて、保険金の限度額百万円というのを、先ほど申しましたように、中小企業、零細企業などの法人の中に占める比率が七〇何と言われましてね、七八%ですか、ということでございます。またけれども、その平均の預金額ですな、これはどのくらいなのか。そして、私は、百万円以下といへば個人が多いのじゃないかというふうに思ひますけれども、中小企業、零細企業などの点についても十分に考慮してその預金を保険するということを考へていく必要があるのじゃないか。特に今後物価が上がってきますから、貨幣価値は下がるわけですよ。そうしますと、やはり預金の額も百万円以上になつてくるということは十分予想されるわけですから、その辺はどんなふうにお考へなんでしょうか。

○政府委員(近藤道生君) 全部の平均の数字を手元に持ち合わせませんで恐縮でございますが、いわゆるばらつきから見ますと、法人の場合、預金者数は、五十万円以下が六七・七%、それから五十万円超百万円以下が一〇・八%、百万円超二百万円以下が七・七%、二百万円超三百万円以下が四・六%、三百万円超が九・二%という構成になつております。

それからたいだいまお尋ねの百万円の限度、あるいは保険料率について、将来検討をする用意があるかどうかというお尋ねに對しましては、これは将来の情勢に應じて検討をする用意がございます。

〔理事大竹平八郎君退席、委員長着席〕

○渡辺武君 次に、貸付信託法について一問だけ伺いたいと思ひます。

先ほども他の委員から質問がありましたが、十三条の第二項ですね、貸付信託の元本で有価証券を取得することができるよう改められました。この有価証券は主として事業債であるというような御答弁がありましたけれども、国債ですね、あるいはまた政府保証債、こういうようなものはこの有価証券の中に入つてゐるのかどうか。

○政府委員(近藤道生君) 含まれることは含まれておりますが、ただ、当面新発の国債を引き受けさせるというつもりは全くございません。

○渡辺武君 その新発の国債を引き受けさせないとおっしゃつたけれども、それじゃどの程度の——つまり、もつと以前に発行されたものは引き受けてもよいということなんですか。

○政府委員(近藤道生君) これは、信託財産の運用にあたりましては、できるだけ有利な運用をするということが委託者に対する責務として当然に出てまいりますので、おそらく国債に運用するということはほとんどないであらうと考へております。

○渡辺武君 いや、つまり、新発の国債を引き受けさせないとおっしゃつたけれども、旧発の国債ですね、これは引き受けてもいいということになつてゐるわけですね。それから政府保証債についてはどうですか。

○政府委員(近藤道生君) 法文の解釈上は、それらすべていいというたてまででございますが、ただ、實際の運用といたしましては、できるだけ有利なものということになりますので、新発も既発も含めまして、国債、政府債に回るのはきつめてわづかであらうというふうに考へております。

す。

○渡辺武君 同じくこの十三条で、景気調整政策の上からもこういうことが必要だという趣旨のことが出ておりますが、これは一体どういうことを意味するのか。景気調整政策の上から必要だということ、この点について……

○政府委員(近藤道生君) この点は、先ほども実例をあげて御説明申し上げたわけでございますが、たとえば、非常に金融緩慢な時期におきまして、貸付信託が本運用といたしまして有価証券の保有を許されておられません場合には、有価証券保有が有利であると思ひまして、これを持つことをためらうわけでございます。と申しますのは、金融が締まってまいりました場合に、本運用としては当然貸し出しが主になりますから、有価証券は処分をしなければならぬ。ところが、そういう場合には、大体においていわゆるキャピタルロスを生ずるわけでございます。その辺を予想いたしますと、どうしても金融緩和の時期にも有価証券の保有ができないということになりまして、その金どこに向かいますかと申しますと、たとえばコールローン等に回るといふことが過去の事例であつたわけでございます。そこで、そのコールローンに回つておりました分が、金融が締まってまいりました場合に回収されて貸し出しに回るといふこととでございましたので、今回これを本運用に認めることにいたしましたれば、金融が詰まってもまいりまして、あえて有価証券は売らなくても本運用でそのまま持つておればよろしいということになりますので、金融緩和期に安んじて有価証券を保有できる、取得できる。そういう形を通じまして景気のブレを少なくするということを意味するわけでございます。

○渡辺武君 いままでコールに回してた金を、これを有価証券のはうに回させるといふことなんですか。

○政府委員(近藤道生君) 過去の事例におきましては、コールに回しておりました金を、金融が締

まつてまいりますと、貸し出しに回すという形をとつたわけでございますが、今度は、おっしゃるやうに金融緩慢期にコール等に從來回しておりましたものを有価証券のはうに回し得るということによつて景気のブレを少なくするということを意味するわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、景気調整という面からいへば有利になるかと思ひますが、しかし、貸付信託会社そのものにとつてみると不利になりはしませんか、コールでいまでも回して、比較的コールですから金利は高いはずですよ。これが事業債のはうに金を回す。そして金融が引き締まつてから、ある場合には事業債を手離して貸し付けのほうに回す、こういうことになるわけですね。そうしますと、何でしやう、金融が引き締まつてきたときに事業債を手離すわけだから、ロスはかえつて出てくるでしやう。そして、コールでいまでもかなり高い金利でもって貸し付け、あるいは運用することができたのが、これが事業債に出すということと、その辺でもロスが出てくるというふうなことになるはしませんか。

○政府委員(近藤道生君) たいだいまの事例、四十年、四十一年ごろの実例でございますが、そのときにおきまして、コールローンのほうが有価証券の利回りよりも低いわけでございます。その場合に、あえて低いコールローンのほうに回さざるを得ないということは、本運用といたしまして有価証券の取得保有を認められておらないということから生じたわけでございます。その場合、委託者の利益を守りますためには、当然有価証券の保有のほうにいかなければならぬにもかかわらず、あえてそれが向き得ませんのは、あとでキャピタルロスを生じますことによつて委託者の利益を失うことをおそれるということでございますので、第一義的な目的はあくまでも委託者の利益を守るということでございます。そして、それが副次的に景気のブレを少なくする、そういう意味でございます。

○渡辺武君 わかりました。

最後に、一問だけ聞きたいと思うのです。

先ほど、公社債市場の育成にも役立つだろうというおことばがありました。いま、他方で貸付信託会社に国債保有の道を開いていくということなんでもございますけれども、一方で公社債市場が育成されて、そうして公債がさまざまな形でありますけれども、とにかく流通できるような事態が出てくる、そういう条件が整備されてくる。他方で貸付信託会社が国債あるいは政保債を引き受けることができるというような条件もできてくるということになりますと、私は、いますぐにはないにしても、将来ちやうど満州侵略戦争当時から引き続いて、こういう地方銀行なりあるいはまたそのほかの金融機関が政府の国債引き受け機関にだんだん転化していったという経緯から考えてみまして、そのおそれが——いまは、おっしゃるようなことで、金利その他の事柄からしても、国債なんというのはそう有利な物件じゃないわけですから、その心配はないとしても、将来その可能性が十分出てくるのじゃないか、その点を十分おそれるわけです。そういう点についてどんなふうなことをお考えになっておられるか、伺いたいと思います。

○政府委員(近藤道生君) その点は、二つの面から以前とは違うということを上上げて差しつかえないと思いますが、一つは、この貸付信託財産の運営に当たるほうから申しますと、あくまでも委託者の利益というものを第一に考えている、その点から申しまして、利回り等についてなかなか国債保有に向かうことが将来ともそう大きなシェアを占めるとは思われないうことが第一点でございます。それからもう一方は、今度は国債発行側の立場から申しても、ただいま御指摘になりましたような時期の国債と現在の国債と制度的にもあるいは発行の意義におきましても大きな変化がございますので、そのような事態になるおそれはないというふうに考えておるわけでございます。

○松井誠君 すみません、いまちょっと気がつい

たものですからお尋ねしたいのですが、預金保険法の五十四条の二項の保険金の額の問題です、特に担保に入っている場合の。これはこのように理解していいのですか。たとえば預金が二百五十万円あります。二百五十万円のうち、百二十万円が担保に入っていると。そうすると、それを差し引いた百三十万円のところを百万円の頭打ちで百万円だけ払い戻しをする、そういうふうに理解していいんですか。

○政府委員(近藤道生君) そのとおりでございます。

○松井誠君 そうしますと、払い戻しを受けるのは百万円ですけれども、担保に入っておる百二十万円というのは、これはどうなるんですか。担保権者に対してどうなるのかというのが一つですね。

○政府委員(近藤道生君) 預金者がそのままの形で金融機関に対して債権を持ち続ける、担保についても同様であるということでございます。

○委員長(柴田榮君) 両案に対する本日の質疑は、この程度にとどめます。次回の委員会は三月二日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

二月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月三日)

- 一、預金保険法案
- 二、貸付信託法の一部を改正する法律案

昭和四十六年三月十一日印刷

昭和四十六年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局